

鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第15号

鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年鈴鹿市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条 条例第15条第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第42条第2項に規定する任命権者が規則等で定める割合は、<u>100分の110</u>とする。 2 前項に規定するもののほか、条例第15条第1項において準用する給与条例第42条から第42条の3までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条 条例第15条第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第42条第2項に規定する任命権者が規則等で定める割合は、<u>100分の105</u>とする。 2 前項に規定するもののほか、条例第15条第1項において準用する給与条例第42条から第42条の3までに規定する期末手当を支給される職員の範囲<u>（期末手当を支給される職員の範囲から非常勤職員を除外する部分を除く。第23条第4項において同じ。）</u>、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第15条の2 条例第15条の2第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第42条の4第2項第1号に規定する任命権者が規則等で定める割合は、100分の25とする。

2 前項に規定するもののほか、条例第15条の2第1項において準用する給与条例第42条の4に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額)

第16条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 事務、用務員及び業務員 時間額 1,010円
- (2) 調理員及び介助員 時間額 1,020円
- (3)～(6) 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第23条 略

2 略

3 条例第25条第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第42条第2項に規定する任命権者が規則等で定める割合は、100分の42.5とする。

4・5 略

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額)

第16条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 事務、用務員及び業務員 時間額 973円
- (2) 調理員及び介助員 時間額 985円
- (3)～(6) 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第23条 略

2 略

3 条例第25条第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第42条第2項に規定する任命権者が規則等で定める割合は、100分の30とする。

4・5 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 条例第25条の2第1項に規定する任命権者が規則等で定めるものは、勤務時間の1週間当たりの平均時間が30時間以下の者とする。

2 条例第25条の2第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第42条の4第2項第1号に規定する任命権者が規則等で定める割合は、100分の12.5とする。

3 前条第2項及び第4項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「第25条第1項」とあるのは「第25条の2第1項」と、「第42条第1項に規定する期末手当の支給日」とあるのは「第42条の4第1項に規定する規則で定める日」と、同条第4項中「第25条第1項」とあるのは「第25条の2第1項」と、「第42条第4項」とあるのは「第42条の4第3項」と読み替えるものとする。

4 前2項に規定するもののほか、条例第25条の2において準用する給与条例第42条の4に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

別表（第4条関係）

職種別基準表

別表（第4条関係）

職種別基準表

職種	基礎 号給		上限	
	職 務 の 級	号 給	職 務 の 級	号 給
(1)～(6) 略	略	略	略	略
(7) 家庭児童相談員、教育相談員、子育て支援総合コーディネーター、児童安全確認対応員、 <u>女性相談支援員</u> 、養育支援訪問員、集団適応コーディネーター、発達相談員及び虐待対応専門員	1	25	1	27
(8)～(10) 略	略	略	略	略
(11) 不当要求対応員、 <u>家庭暴力対応員及び防犯対策アドバイザー</u>	1	44	1	44
(12)～(16) 略	略	略	略	略

職種	基礎 号給		上限	
	職 務 の 級	号 給	職 務 の 級	号 給
(1)～(6) 略	略	略	略	略
(7) 家庭児童相談員、教育相談員、子育て支援総合コーディネーター、児童安全確認対応員、 <u>婦人相談員</u> 、養育支援訪問員、集団適応コーディネーター、発達相談員及び虐待対応専門員	1	25	1	27
(8)～(10) 略	略	略	略	略
(11) 不当要求対応員 <u>及び家庭暴力対応員</u>	1	44	1	44
(12)～(16) 略	略	略	略	略

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第16条第1号及び第2号の規定は、この規則の施行の日以後に支給

すべき事由を生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由を生じた報酬については、なお従前の例による。